

官報

号外 昭和三十四年三月三十一日

第三十一回 衆議院會議録 第三十三号

昭和三十四年三月三十一日(火曜日)

昭和三十四年三月三十一日

午後三時 本会議

○本日の会議に付した案件

米価審議会委員任命につき国会法

第三十九条但書の規定により議

決を求めるの件

わが国の安全保障と憲法問題に関

する緊急質問(清瀬一郎君提

出)

米軍駐留適意問題に関する緊急質

問(加藤勘十君提出)

農林漁業基本問題調査会設置法案

(内閣提出)

厚生省設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

社会福祉事業法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、参議院送

付)

へい獣処理場等に関する法律の一

部を改正する法律案(社会労働

委員提出)

公共工事の前払金保証事業に関す

る法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

午後六時六分開議

○議長(加藤勘十郎君) これより会議

を開きます。

米価審議会委員任命につき国会法

第三十九条但書の規定により議

決を求めるの件

○議長(加藤勘十郎君) お諮りいたし

ます。内閣から、米価審議会委員に本

院議員赤路友藏君、同内田常雄君、同

笹山茂太郎君、同八木一郎君、参議院

議員堀本宜實君及び同森八三二君を任

命するため、国会法第三十九条但書の

規定により本院の議決を得たいとの申

し出があります。右申し出の通り決す

るに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(加藤勘十郎君) 御異議なしと

認めます。よって、その通り決しまし

た。

わが国の安全保障と憲法問題に関

する緊急質問(清瀬一郎君提出)

○松澤雄藏君 緊急質問に関する動議

を提出いたします。すなわち、この

際、清瀬一郎君提出、わが国の安全保

障と憲法問題に関する緊急質問を許可

されんことを望みます。

○議長(加藤勘十郎君) 松澤君の動議

に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(加藤勘十郎君) 御異議なしと

認めます。

わが国の安全保障と憲法問題に関す

る緊急質問を許可いたします。清瀬一

郎君。

〔清瀬一郎君登壇〕

○清瀬一郎君 私は、ここに、自由民

主党を代表いたしましたして、憲法第九条

の自衛権並びに安全保障条約の効力に

関する二、三の質問を試みたいと存じ

ます。

憲法第九条の解釈としましては、わ

が国に自衛権を認めたとあるか、

また、自衛のために戦力が持てるの

かどうか、この問題は、吉田内閣以

来、たびたびの国会で、すでに問題と

相なっております。過去約十年間の院

内、院外の論争並びに種々なる研究の

結果は、ここ数年來は、大体、国論の

帰趨は統一されたように感ずるのであ

ります。(拍手)すなわち、当時は自衛

のための戦力保持に絶対に対峙してお

られた論者も、今日では、自衛隊の全

廃は唱えないで、その規模の縮小をな

すべしという議論に変わっておるのであ

ります。しかるに、本日ここに政府に

向ってこの問題を提起してその信念を

問う必要が起りましたのは、きのう、

東京地方裁判所の刑事第十三部におき

まして、わが国が自衛のための戦力を

持ち得ることを否認して、また、わが

国防衛の目的で外国軍隊のわが国に駐

留することを許すところの条約は憲法

第九条第二項においてわが国に戦力保

持を禁じた規定に反する旨の判決をし

たのであります。この情勢にかんがみ

まして、ここに政府の所信を明らかに

して国民の疑惑を除く必要があると感

じ、この問題を提起したのでありま

す。(拍手)

わが国の憲法組織は、言うまでもな

く、三権分立でございます。しかして、

司法裁判所にありまして、各審級の

裁判官は、おのおの独立した立場で担

当事件を審理、判決するのでありま

す。それゆえに、第一審の裁判官がい

かなる裁判をしようとも、これに対す

る上訴の道もあります。また、憲法解

釈問題については、最高裁判所がこ

れを決定する権限を持った終審裁判所

でございます。かような次第でござい

ますから、私は、ここで、東京地方

裁判所の判決理由につき、あまり深く

批評はいたしません。後日きまること

であります。ただ、この判決理由なる

ものを、少しくここで分析してみたい

と思ひます。

この判決理由は、大よそ二つの考え

から組み立てられておるのでありま

す。その一つは、次のような理論であ

ります。すなわち、憲法第九条の解釈

昭和三十四年三月三十一日 衆議院會議録第三十三号 わが国の安全保障と憲法問題に関する清瀬一郎君の緊急質問

は、憲法の前文にありまする文字、すなわち、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにした、この前文からきておるといふのであります。しかしながら、自衛の目的のために兵力を持たないということが、果して戦争の惨禍をなくする効果がありましようか。(拍手)将来の理想的な平和世界が成立した暁は別でございますが、現実の今の世の中において、防備の少いこと、また、防備を欠除しておるといふことは、かえつて外国よりの侵略を誘致する原因となるのでございます。(拍手)その実例は、ほとんど枚挙にいとまがございません。この条理を裁判官諸公は一体考えた上で裁判をなさつたのかどうか。これが私の疑いの一つでございます。(拍手)

戦力を保持するといふ意味になる、こういうことを言つておるのであります。それゆゑに、この駐留を許す条約は、わが憲法上、存在を許すべからざるものである、これが裁判所の理屈であります。

しかし、東京地方裁判所がみずから引用する憲法の前文にどうありまするか。憲法の前文には、わが国の生存保持、すなわち、自衛活動について規定しておるのであります。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言しておる。日本の独立と安全を保持するために、他国が国費を使用し、子弟を送り、わが国に兵を駐留させるということは、この精神でございまして、現行安保条約第一条において、この趣旨が明白にうたわれております。(拍手)すなわち、駐留した兵力は日本の安全保障のために使用するけれども、これを保持するのは米

方法といたしましては、刑事訴訟規則二百五十四条によつて、控訴審の審理を省いて、直ちに最高裁判所に上告するのがよからうと思ひます。(拍手)世間ではこれを跳躍上告と申してありますが、跳躍上告を受けましたら、最高裁判所はほかの事件に優先してこれを審判するのでありますから、比較的早く解決すると思ひます。法務大臣は、どうか、すみやかにこの方法を研究し、採用せられんことを求めます。この点に関する法務大臣の御見解を伺います。

この裁判のもう一つの理屈は、こういうのであります。もしわが国が外部から武力攻撃を受けた際には、合衆国は日本の要請に応じて日本国内に駐留する軍隊を使用する可能性がすこぶる大きい、これは判決の文章でござい

元来、憲法第九条第一項は、不戦条約の規定と同じく、侵略戦争の発生を防止するために設けられたのでござい

件でございす。そのうちのはほとんどすべては、地方裁判所で有罪の宣告を受けております。また、うち三件は、高等裁判所でも有罪の判決を受けております。(拍手)これらの判決は、すべて、刑事特別法が違憲ではないとい

終りに、以上のごとく、東京地方裁判所のきのうの判決は、はなはだ理由薄弱であり、また、従前の最高裁判所の判例にも違反してあります。だから、結局は是正さるる運命を持つておりますが、しかし、一部の者は、この未確定の判決をもつて政争の具に供せんとするきざしを見せておるのであります。(拍手、発言する者あり)現在政府が交渉中の安全保障条約の改定交渉を休めといったようなことは、やはり、これはどうもこの判決を政治に利用するといふ下心としか見えません。

東京地方裁判所の諸君は、今の世の中で、自国の防衛力を持たず、他国の援助もからず、徒手空拳、裸一貫で独立と平和を保つていけると思つておられるのでありましようか。(拍手)まことに不思議なことでありす。(拍手)かく論じますと、裁判官の諸公は、

次に、さきに述べましたごとく、きのうの東京地方裁判所の判決は、多数ある日本の裁判所の一つで出した判決でございす。昭和二十七年から昭和三十三年に至るこの七年間に、刑事特

は、本年二月六日に、最高裁判所第三小法廷においても、安全保障条約第三

(拍手)このたびの判決が日米交渉やその他一般政治の運営に害を及ぼすようなことがあつては、まことに国のために不幸でございすから、政府はか

は、米軍と、出動の際に、共同措置をとる場合に協議をしるという条文であります。このように、わが国に対する外部からの武力攻撃に対して、自衛のために米軍を使用するつもりでその軍隊の国内駐留を認めるということ

は、東京地方裁判所の諸君は、今の世の中で、自国の防衛力を持たず、他国の援助もからず、徒手空拳、裸一貫で独立と平和を保つていけると思つておられるのでありましようか。(拍手)まことに不思議なことでありす。(拍手)かく論じますと、裁判官の諸公は、

は、本年二月六日に、最高裁判所第三小法廷においても、安全保障条約第三

は、本年二月六日に、最高裁判所第三小法廷においても、安全保障条約第三

は、東京地方裁判所の諸君は、今の世の中で、自国の防衛力を持たず、他国の援助もからず、徒手空拳、裸一貫で独立と平和を保つていけると思つておられるのでありましようか。(拍手)まことに不思議なことでありす。(拍手)かく論じますと、裁判官の諸公は、

は、本年二月六日に、最高裁判所第三小法廷においても、安全保障条約第三

は、本年二月六日に、最高裁判所第三小法廷においても、安全保障条約第三

は、本年二月六日に、最高裁判所第三小法廷においても、安全保障条約第三

する政府の所見を求める次第でございます。
(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

第一点は、憲法九条の解釈に関する問題であります。この点につきましては、すでに、国会を通じて、政府の解釈は終始一貫して明瞭にされております。すなわち、憲法九条のいわゆる戦力放棄の規定は、独立国が、他からの侵略に対して、みずからこれを排除して自衛を全うするという、自衛権を否定したものではありません。自衛に立つて、この自衛のために必要な最小限度の実力を持つことは、いわゆる九条第二項において禁止しておるこの戦力の問題には触れないのである、こういう解釈を一貫して持っております。この解釈に基いて、今日、自衛隊法が作られ、自衛隊が設けられ、また、日本の安全を確保するために日米の間に安保条約が締結され、それに基くところの行政協定並びにその規定に基いて刑事特別法が出ておるのであります。これらの一連の条約、協定、法律はいずれも当然有効であるという確信に立っておりますものでございます。(拍手)

昨日、東京地方裁判所において行われた判決は、言うまでもなく、第一審の判決でございます。これに対しては、控訴、また上告と称せられる上告の方法がございます。最後の

決定は、最高裁判所の決定によってきまるものであることは、言うを待ちません。私は、政府は、この判決とは違った見解を、先ほど申し上げましたように、従来も持っております。今日も確信を持っておるわけでございます。この第一審の判決に對しましては、さらに二審、三審等の措置が講ぜられることは当然でございます。今御質問にありました跳躍上告の方法によるか、普通の控訴の方法によるかにつきましては、至急に、慎重に検討をした後に、これを決定したいと存じます。

最後に、この最後の決定がされるまでの間は安保条約の改定等は差し控えるというふうな議論があるが、政府はどう考えるかということでございます。私も、先ほど申し上げておる通りの確信に立っておりますので、一切そういうふうな安保条約の改定等を停止するといふような考えは持っておりません。従来の既定方針通り進むつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま総理からお答えをいたしましたように、政府は、従来から、安全保障条約、行政協定、刑事特別法は憲法に違反するものではない、合憲であると確信してきたものでございます。ただいま御指摘のございましたように、数回に上る裁判例もこれと全く同一見解に立つものと私は信じます。今回の東京地方裁判所の判決は、こうした観点から、政府の見解と全く異なるものでございまして、絶対に承服することはできません。(拍手) 検察官におきましては、従来の多数の判例と同じく、これらの条約、法令は合憲であると主張して参つたものでございまして、今回の砂川事件の法廷におきましても同様の主張をして参つておるのでございます。

従つて、本問題について政府と検察官の主張は全く一致しておるわけでございます。本判決に對する措置をいかにするかということにつきましては、判決を十分に検討いたしました上、早急に決定したいと所存でございます。なお、ただいまお尋ねがございました通り、検察官としての不服の申し立ての方法は、通常の控訴と、いわゆる跳躍上告の二つの方法がございまして、そのいずれをとるかにつきましては、すみやかにきめたいと考えております。本問題の性質にもかんがみまして、ただいま、すみやかに最高裁の判断を仰いで法的安定をはかれないかという御説は、まことに傾聴すべき御意見と存じます。(拍手) 十分考慮いたしまして善処いたしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) 総理大臣並びに法務大臣の御答弁されました通りの見解に立っておりますので、私と

いたしましては、外交交渉を中絶することは考えておりません。(拍手)

米軍駐留適意問題に関する緊急質問

問(加藤勘十君提出)

○松澤雄藏君 緊急質問に関する動議を提出いたします。すなわち、この際、加藤勘十君提出、米軍駐留適意問題に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(加藤勘十君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤勘十君) 御異議なしと認めます。

米軍駐留適意問題に関する緊急質問を許可いたします。加藤勘十君。

〔加藤勘十君登壇〕

○加藤勘十君 私は、日本社会党を代表して、このたび東京地方裁判所において砂川事件に関する刑事特別法被疑事件に對して無罪の判決を言い渡したことに關し、この判決が政治的に及ぼす影響の重大なことについて政府はどのように考えておられるのか、政府の所信をお尋ねいたしたいと存じます。(拍手)

この判決は、言うまでもなく、第一審裁判所の判決であつて、最高裁判所における確定判決ではないが、同時に、また、學者の單なる論文ではなく、政治家の政治論でもない。たとい第一審とはいへども、立法権、行政権

とは完全に独立している司法権によつて、明確なる法理論的立場に立つた断定であります。(拍手) しかして、この判決は、憲法九条に関する政府のこれまでの解釈を根柢からくつがえす重大な性格を持ったものであります。(拍手)

政府は、これまで、ほしいままに、独善的に憲法九条を解釈して、自衛のためならば戦力を保持しても違憲でないとして強弁して、違憲論を主張する正論を、国会の多数横暴の力で横車を押してきたのであります。しかして、政府は、最近において、おそるべき核兵器を持つことすら合憲的であるかのごとくに強弁しているものであります。政府によれば、憲法九条の規定はあれどもなきにひとしく擾亂されているのであります。

憲法は、言うまでもなく、国の骨格をなし、国の性格を規定する根本法であります。言葉をかえていえば、国の生命ともいふべき法律である。この国家の基本法を、時の政府が、与党の多数を頼んで自分勝手な解釈をし、違憲をほしいままにして、法秩序をみずから乱しているようなことでは、國民の間に法秩序を輕視する風潮を生ずるのは當然であります。この点に對しても、政府の責任は重大であるといわなければなりません。悪魔に天に勝つという言葉があります。岸内閣の憲法九条を意識して曲解してい

るありさまは、まさに、この言葉にふさわしいものがある。(拍手)しかし、結局は、邪は正に勝つてであります。このたびの東京地裁の判決は、悪をほしきままにしている岸内閣に対して、まさに一大鉄槌を下したものであるといわなければなりません。(拍手)もし、この判決が確定したとすれば、今まで政府がほしきままに行なってきた、憲法第九条から生まれた一切の施策、すなわち、防衛庁も、自衛隊も、また、日米安全保障条約及びこの条約から生まれたすべての施策は、抹消されなければならないのであります。(拍手)このような重大な影響を持つ、このたびの判決に対して、政府はどのように考え、どのように対処せんとするののか、政府の所信を明らかにしてもらいたいと思います。(拍手)

おそらく、政府は、今の清瀬君の質問に対する答弁でも言われましたように、この判決は、第一審の判決で、最高裁による確定判決ではない、まだ裁判の進行中であるといつて、ほかおかぶりをして逃げるつもりであるかもしれない。また、政府は、過去において刑事特別法に関する被疑事件は数十件の多きを数えているが、いずれも刑事特別法の合憲性を是認していると言いのがれようとするかもしれない。なるほど、政府の言う通り、刑事特別法被疑事件は数多く発生しているが、過去のもの、この基本に触れることをお

それるかのごとく、単に事犯の現象のみを論じていたものであって、今回のごとく、憲法の本質に触れて深く掘り下げて判決されたものではなかったのではありません。(拍手)今回の判決は、過去の同様な事犯についての審理を十分考慮した上で、厳密に憲法の本質を究明して行われた判決であります。(拍手)ことに、砂川事件についてこの判決が行われたことは、一そう意義深いものがあるのではないかと。すなわち、砂川問題は、数多い基地問題の中でも最も代表的なもので、今日なお係争中のものであります。そして、相当長期にわたって戦われてきたために、しばしば流血の惨事をさへ演じ、天下の耳目を集めた事件であることは、今日なお人々の記憶に新たなところであります。その長期の争いの過程において、幾つかの刑事、民事の裁判問題を生じせしめたことも、周知の事実であります。中でも、このたび無罪の判決を言い渡された刑事特別法被疑事件は、米軍の基地施設内に侵入したという点において、一そう人々の視線を集めたものであります。こうした社会的に注目された事件に対する判決である。私は、裁判官の見識と勇氣とに敬意を払うと同時に、この判決が何人によっても尊重されるべきものであることを確信するものであります。(拍手)

岸首相は、衆議院の予算委員会における質問に答えて、安保条約改定交渉について従来の方針を変える必要がないと答えているようにだが、もし、そうとするならば、政府は、みずから司法権の権威を軽んずるものであるという非難を甘受しなければなりません。(拍手)また、もしこれを尊重するといふならば、当然に、この判決の示すところによって、最終判決の出るまで、一時的にもしろ、安保条約改定交渉の中止、防衛分担保金の保留——この防衛分担保金の保留は当然に予算執行上から、予算の補正問題が起ってくることは当然であります。この点に対しては、私は大蔵大臣からその所信をお伺いしたい。(拍手)

さらに、今国会で審議中の防衛二法案の撤回等の具体的措置が講じられなければならないわけである。政府は、司法権を尊重して、法秩序を守って、国民の順法に対する範を示すか、もしくは、自己の曲解を強調して司法権を軽視し、国民の順法に対する軽視の風潮を助長するか、政府はそのいずれの道を選ぼうとするか、明確に答えてもらいたいのであります。(拍手)

これらの問題は、どの一つを取り上げても、政府にとっては致命傷となるものであって、政府の心情は察するに余りあるものがあります。が、憲法の正当性を守るためには、内閣の一つや二つ倒れてもやむを得ないのであります。(拍手)

憲法は、さきにも言うがごとく、国の生命にもひとしい法律である。今日まで、憲法第九条の解釈をめぐる、明らかに違憲論と思われる論議が数回、暴力を背景として横行し、あたかも違憲論が合憲論のごとくにさへ扱われ、国民をして錯覚を起させるようなことも少くなかったものであります。もちろん、わが社会党は、憲法を守り、平和日本、民主主義日本を建設するため、みじんの容赦もなく戦ってきたのであります。安保条約、MSA協定の締結に対してはもとより、安保条約から生まれた行政協定及び行政協定から生まれた刑事特別法、MSA協定から生まれた秘密保護法等、一連の關係法律、並びに自衛のためと称して日本を再軍備せんとする保安隊、自衛隊法等に対しては、断固として戦ってきたのであります。ときには司法権の裁判を求めんとして提訴したのであったが、日本には憲法裁判所の規定がないからという理由で、この目的を達することができなかったものであります。しかるに、このたび、ようやくにして、砂川事件の刑事特別法被疑事件という具体的問題の審理に当って、地方裁判所でもって憲法の本質に触れる審理が行われて、初めて憲法第九条の本質が司法権によって国民の前に解明されたのであります。(拍手)

しかも、判決は、国民に一点の疑念を起さしめないよう、「単に文言の形式的把握にとどまったり、合衆国軍隊の駐留はわが国が軍事的真空状態になることを防ぐためにやむを得ない手段であるとす政策論によって左右されてはならないことはもちろんである」と明確に断定しているものであります。(拍手)さらに、判決文は、これまで結論を得られなかった憲法第九条の戦力保持についての合憲、違憲の論議に対して、一点の疑義を差しはさむ余地のないまでに論断をしているのであります。しかして、この判決文の明示するところは、ひとり地方裁判所の判決というばかりでなく、一たびこの判決が伝わるや、疾風のごとくに一大反響を呼び起し、国民の非常な共感、同調するところとなったのであります。(拍手)少しく声を大にして言うならば、国民は、この判決を聞いて、ほつと安堵の胸をなでおろしたのであります。(拍手)岸内閣の自衛の名による無軌道ぶりの再軍備増進策は、心ある国民を非常な不安に陥れていたものであります。それゆえにこそ、この判決が一つの権威を有し、価値を高めるのであります。政府は、このように国民多数の共鳴を得た判決に対し、依然として、自己の政治責任をおそれるあまり、司法権の権威を軽んじようとするのか、この点、明白なる答弁を願いたいのであります。(拍手)

かつて、アメリカの大統領ルーズヴェルトは、一九三二年、フーヴァー大統領の跡を受けて就任したのであ

たが、当時のアメリカは極端な世界的恐慌のどん底に沈淪し、非常な社会不安に襲われていたのであった。そのとき、彼は、恐慌克服策として新たにニュー・ディール政策を採用して大いに社会政策を行い、失業者問題を初め、社会不安の一掃に努めた。彼の業績は相当の効果を上げたのであったが、一九三五年に至って、そのうちのある種の法律が違憲に問われ、最高裁判所で違憲の判決を受けたのであった。このとき、ルーズヴェルト大統領は、未練もなく、いさぎよく法に服して、その中心政策であったニュー・ディール政策を変更したのでありました。(拍手)このことは、かえって大衆の大きな信頼と支持を勝ち得たのであった。大統領ルーズヴェルトが、四選という、アメリカの歴史上類例のない信頼を博し得たのは、法の権威に服する率直性があつたがゆえではありませんか。私は、岸首相に対し、ルーズヴェルト大統領のまねをせよと言つてもではないが、行政権の首班に立つ者としては、三権分立の国権を重んずる上からも、当然に司法権の権威を尊重し、それにふさわしい態度をとるべきではないかと思う。(拍手)すなわち、もしこの一審判決が最高裁で是認されたとしたならば、その場合において、いかにして責任をとるか、その点についても明確なる答弁を願いたいのであります。(拍手)

政府の憲法第九条に関するものもろの施策に対し、司法権によつて、これまで例を見ない明確さをもつて違憲の判決がなされたのであるから、たとい最高裁の最終決定がなされるまでの過渡的な措置とはいへ、違憲を決定された諸般の施策を一時中止すべきことが、最も憲法に忠実なるゆえんであると思うが、政府はこの点に対してどのように考えておるか、はつきり答えてもらいたい。

あるいは、政府は、憲法第九十八條二項を持ち出して、条約を順守しなければならぬことを強調するかもしれない。もちろん、われわれといえども、正常に、対等に締結された条約であるならば、国際信義の上から、当然にこれを順守するにやぶさかなものではないのであります。しかし、安保条約は、たれが見ても不平等きままるものであり、日本の憲法に明らかに相反するものである。それゆゑにこそ、この判決となつて現われたのであります。われわれは、同じく憲法九十八條一項の精神から、第九条の正当なる解釈から安保条約の違法性を主張するもので、相手国のアメリカに対する政治的責任と、国民を著しく混乱に陥れた重大なる責任は、当然に岸内閣が負うべきものである。(拍手)

今、政府は、国民多数の反対を押して、具体的に安保条約の改定についてアメリカ側と交渉を進めつつある最中である。そのさなかに、この判決がなされたのであります。偶然といふにはあまりにも皮肉で、かつ合理的である。天は岸内閣に適当な逃げる機会を与えてくれたものである。(拍手)政府は、再軍備への妄執を断ち切り、いさぎよくその地位を退くべきであると思ふが、岸首相の所信はいかか。率直に答えてもらいたいのであります。(拍手)

【國務大臣(岸信介) 答へをいたします。】
第一に、昨目下されたこの東京地方裁判所の判決の政治的影響いかんという点に対する御質問であります。從來、同様に、この刑事特別法に関する事件は多数起訴されておりました。これを有効としての前提のもとに幾つかの判決がされ、また、それが確定したものがあります。すでに、この砂川事件につきましても、昨年、東京地方裁判所におきましては、やはり行政協定に基づくところの土地等の使用等に関する特別措置法の有効を前提として判決したのもござります。従つてそういう際に、それらの判決と違つた判決が一つ出たからといって、また、それは第一審の判決でありまして、日本の司法制度をよく御承知の皆様もおわかりのように、それが確定したものではありませんのであります。それをもつて今日非常な政治的影響があるがごとく考へることの方が、私は、間違ひである、まだそういうことを論すべき時期ではないと思ひます。

次に、この判決に対する政府の所信いかんといふことの御質問であります。先ほど来申し上げておる通り、憲法九條に対する解釈は、從來、政府が国会を通じて明確に申し上げており、先ほど清瀬君に対して私が答へをした通りであります。私どもは、そういう解釈に立つておりますから、この判決に對しましては、なお、一審の判決として、これに対する不服の申し立ての方法等について、十分に、慎重に研究して、その処置をとる考へでござります。

次に、少くとも、これが最終的に最高裁でまざるまでの間は、あるいは安保条約の改定の問題であるとか、いろいろな憲法九條に関係したところの問題は、これを差し控へるべきじゃないか、これをしないことは司法権の輕視ではないかといふ御質問であります。しかしながら、先ほど来申し上げておる通り、この判決は、ただ単に一審の判決といふことにとどまつておりまして、もちろん、これらの憲法の解釈に關しましては、いろいろな學說であるとか、いろいろな人の説であるとか、あるいは裁判所の判決等も、政府としては十分に、慎重に検討し、研究すべきことは当然でござります。しかしながら、そういう研究の上に立つて、われわれは依然として政府の所信が正しいという確信に立つておりますから、政府としてやるべき安保条約の改定やその他の問題につきましては、われわれは、これを停止するとか差し控へるといふような考へは持つておりません。それが決して司法権の輕視といふことにはならないのであります。

(拍手)
また、この点に關して大蔵大臣に御質問がございましたが、大蔵大臣がこの席におりませんから、かわつて私からお答へをいたします。

それは、防衛分担金の支払いをやめて、これに對して、この予算を修正するとか、あるいは補正予算を出すべきではないかといふ御質問でござります。が、政府としては、そういう考へは持つておりません。(拍手)

それから、さらに、アメリカのルーズヴェルトの例をお引きになりまして、三権分立の建前から、やはり行政府は司法権の決定に對してこれを尊重しなければならぬといふお話でありましたが、お話の通り、これもアメリカにおいて最高裁の判決があり、憲法の解釈としての最高の決定的な判決がありましてから、行政府としても、それに従つて法律の廢止その他の手続をとつたのであります。当然、三権分立の建前といい、また、日本の憲法の建前からいひまして、憲法の解釈について最後の決定をするものは最高裁でありまして、それにおきてきまつたことは、も

ちろん、行政府におきまして、これを尊重して、適当な措置をとることは当然であります。しかし、現在、まだ第一審の判決があつたばかりである。それも、従来問題になつておる刑事特別法、また、その前提である行政協定や安条条約というよりなものは当然有効としてやられたものが非常にたくさんありまして、ただ一つ、こういう、それに反した例が出ておるといふことでございまして、これをもつて、直ちに、政府が従来の方針を変えるとか、あるいは政府として当然やらなければならぬことを差し控えるといふようなことは、これはもちろん責任上すべきものじゃないことは言うを待たないのであります。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇〕

○國務大臣(愛知揆一君) 特に私に対する御質問というものはなかったようでございます。先ほど、清瀬議員の御質疑に對しまして、私の所見は明白にいたしましたので、御了承願ひたいと思います。(拍手)

農林漁業基本問題調査会設置法案

(内閣提出)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○松澤雄藏君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、農林漁業基本問題調査会設置法案、厚生省設置法の一部を

改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

農林漁業基本問題調査会設置法案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員理事高橋順一君。

農林漁業基本問題調査会設置法案

案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

農林漁業基本問題調査会設置法

法

第一条 総理府に、附屬機関として、農林漁業基本問題調査会(以下「調査会」といふ)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に應じ、農林漁業に関する基本問題を調査審議する。

2 調査会は、前項の諮問に関連する事項について、必要があると認

めるときは、内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。

(組織)

第三条 調査会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門調査員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員三十人以内を置くことができる。

2 専門調査員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

(幹事)

第六条 調査会に、幹事十五人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 調査会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

(委任規定)

第九条 この法律に定めるものは、か、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中産業災害防止対策審議会の項の次に次のように加える。

農林漁業基本問題調査会設置法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと

3 この法律は、昭和三十六年三月三十一日限り、その効力を失ふ。

理由

農林漁業に関する基本問題を調査審議するため、総理府に、農林漁業基本問題調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業基本問題調査会設置法案に対する修正案

農林漁業基本問題調査会設置法案に対する修正

農林漁業基本問題調査会設置法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案

案

右

国会に提出する。

昭和三十四年二月七日

内閣総理大臣 岸 信介

八六九

昭和三十四年三月三十一日 衆議院會議第三十三号 農林漁業基本問題調査会設置法案外一案 社会福祉事業法の一部を改正する法律案外一案

まず、農林漁業基本問題調査会設置法案について申し上げます。

本案の要旨は、農林漁業の生産力が戦後著しく増大したにもかかわらず、他の産業との間の所得の格差がなお相当の開きを示している実情にかんがみ、農林漁業と他産業との均衡ある発展を確保し、農林漁業における生産性の向上と所得の増大をはかるため、内閣総理大臣の諮問に応じ農林漁業に關する基本問題を調査審議することを任務とする農林漁業基本問題調査会を総理府の付屬機關として二年間設置しようとするものであります。

この調査会は、委員三十人以内で組織し、特別の事項を調査審議するため必要があるときは臨時委員二十人以内を置くことができ、これらの委員はいずれも学識経験者のうちから内閣総理大臣がこれを任命することといたしております。

本案は、一月三十一日本委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審議の結果、本日質疑を終了いたしましたところ、高橋委員より、四月一日の施行期日を公布の日と改める旨、社兩党の共同修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、岡崎委員より自、社兩党共同の附帯決議案が提

出され、全会一致の議決を見たのであります。

次に、これを朗読いたします。

附帯決議

本調査会の使命の重大性に鑑み政府は本法実施に當つて特に左記事項に關して遺憾無きを期すべきである。

記

一、調査会委員の選任に當つては広く学識経験者の衆知を集約し得る様慎重に配慮し、苟しくも特定の政治的立場に偏するが如き構成を嚴に排すること。

一、本法の有効期間内に政府において農林漁業に關する基本政策を立法化することを目途として、これに必要な答申を可及的短期間内に為し得る様作業を進めること。

一、政府は調査会の答申を尊重して、これを立法化すると共に必要な財政措置を講ずること。

右決議する。

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、国民年金制度の実施に伴う事務機構を整備するため、新たに厚生省に年金局を設置するとともに、国民年金事業に關する重要事項を調査審議する機關として国民年金審議會を設置することであり、第二に、医療に關する制度及びこれに關連する基本的事項を調査審議する機關と

して、臨時に、その存続期間を二年間とする医療制度調査会を設置することであり、第三に、大臣官房の所掌事務に千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持管理を加えることであり、第四に、優生保護法の施行に關する事務のうち、受胎調節に關する事務を公衆衛生局から児童局に移管することであり、第五に、復員関係事務量の漸減に伴い、地方復員部を廃止することであり、

なお、施行期日は、年金局及び国民年金審議會の設置は本年五月一日、地方復員部の廃止は本年十一月十六日、その他は本年四月一日としておるのであります。

本案は、二月七日日本委員会に付託となり、二月十日政府より説明を聞き、慎重審議を行い、本日質疑を終了いたしましたところ、受田委員より、施行期日について「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に改める旨の自、社共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(加藤謙五郎君) 兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長の報告はいずれも修正であります。兩案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、兩案は委員長報告の通り決しました。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)

○松澤雄藏君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、社会福祉事業法の一部を改正する法律案とともに、社会労働委員提出、へい歌処刑場等に關する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略し、一括議題として、委員長の報告及び趣旨説明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案、へい歌処刑場等に關する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨説明を求めます。社会労働委員會議事八田貞義君。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日
内閣総理大臣 岸 信介

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 精神薄弱者援護施設(十八歳以上の精神薄弱者を收容し、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設をいう。)を経営する事業

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(印紙税法の一部改正)
2 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ八ノ二中「第六号」を「第七号」に改める。

理 由

精神薄弱者援護施設を経営する事業を第一種社会福祉事業とする必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月四日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤 徳五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和三十四年三月三十一日

提出者

社会労働
委員長 國田 直

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律

へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域

内において、次の各号に掲げる動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。第九条第二項から第七項までを次のように改める。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

3 第一項の区域が新たに指定された場合において、その指定に係る区域内において指定の限内に同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、その指定の日から起算して二箇月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができ。

4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他必要な事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出

たときは、その者は、第一項の許可を受けたものとみなす。

5 第五条から第七条までの規定は、第一項に規定する区域内において同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第六条の二中「第四条の規定に基づく政令で定める基準」とあるのは「第九条第二項の規定に基づく政令で定める基準」と、第七条第一項中「第三条の許可」とあるのは「第九条第一項の許可」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

第十條第二号中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条第一項の規定に違反した者

第十一條第二号中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改め、同条第三号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際、現に改正前のへい獣処理場等に関する法律

第九条第一項又は第二項の規定による届出をして同条第一項各号に掲げる動物を飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、改正後のへい獣処理場等に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができ。

3 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、その旨を当該施設の所在地の都道府県知事に申し届け出たときは、その者は、新法第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

環境衛生の見地から、動物を飼養し、又は収容するための施設の設置に係る届出制を許可制に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 ただいま議題となりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会

における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

従来、十八才未満の精神薄弱児童については、児童福祉法により収容施設及び通園施設を設置して、その保護と更生を行なってきたのでありますが、今回、新たに十八才以上の精神薄弱者を対象とする公立施設に対しても国庫補助を行うこととなった機会において、すでに第一種社会福祉事業として経営されている精神薄弱児施設を経営する事業、精神薄弱児通園施設事業と並行して、十八才以上の精神薄弱者を収容し、その保護と更生援助を行う精神薄弱者援護施設を経営する事業をも第一種社会福祉事業に加え、これを法の規制のもとに置いて、成人の精神薄弱者に対する福祉施策を強力に推進しようとするものであります。

本法案は、三月四日本委員会に付託せられ、同二十五日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、本日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を明瞭に申し上げます。

家畜、家禽の飼育増加に伴いまして、都会地並びに人家密集地域等において畜舎の設置が増加して参りました

ので、第二十四回国会において本法の一部改正が行われ、畜舎の構造設備の基準を設けるとともに、届出制とし、なお、牛、豚、鶏等を一定数以上飼育する場合は都道府県知事に届け出なければならぬこととしたのであります。しかしながら、その後における本法の実施状況を見ますに、畜舎等について、単なる届出制ではその実態把握が困難であるばかりでなく、すでにでき上っている畜舎の構造、設備を改めさせる場合等にも困難が伴いまして、結局、都市における畜舎に対する適切な指導と措置が行いたいため、ひいては付近住民に対する環境衛生上の弊害を惹起している実情であります。よって今回これを許可制度に改めることにより環境衛生の向上をはかるうとするのが、本法案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる内容について申し上げます。

その第一は、清掃法における特別清掃地域内において都道府県知事が指定する区域において牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、犬、鶏もしくはアヒルを一定数以上飼養し、または収容しようとする者について、従来の届出制を改めて、その施設所在地の都道府県知事の許可を受けなければならぬこととしたこととあります。なお、その指定する区域の基準は現行法通りでございます。

第二は、これら飼養収容施設の構造設備が政令で定める公衆衛生上の基準に適合していると認めるときは知事は許可を与えなければならぬこととしたほか、関係規定の整備をはかつておるのであります。

以上が本法案の趣旨の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これより採決に入ります。

まず、社会福祉事業法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○松澤雄藏君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、こ

の際、内閣提出、参議院送付、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長堀川恭平君。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「場合」の下に「(次号に規定する場合に該当する場合を除く。)」を加え、同条第三号中「前払金保証事業」の下に「及び前各号に掲げる事業」を加え、同号を同

条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 土木建築に関する工事の請負を業とする者又は土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行ふことの請負若しくは受託を業とする者(以下「建設コンサルタント」という。)が銀行その他の政令で定める金融機関から外国において行ふこれらの業務(公共工事に関するものを除く。)に関する資金の貸付又は債務の保証を受ける場合において、これらの者が当該金融機関に対して負担する債務を保証する事業

第十九条の二第一項中「前条第一号又は第二号」を「前条第一号から第三号まで」に、「又は建設機械金融保証約款」を、「建設機械金融保証約款又は海外建設事業金融保証約款」に改める。

第二十一条中「又は請負者」を、「請負者又は受託者」に改める。

第二十五条第一項中「請負を業とする者」を「請負を業とする者(建設コンサルタントを含む。以下本条中同じ。)」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

土木建築に関する工事の請負を業とする者又は建設コンサルタントの外国における事業活動の促進を図るため、保証事業会社が当該事業活動に必要な資金の借受等に関する債務の保証事業を営むことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月二十七日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤謙五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔堀川恭平君登壇〕

○堀川恭平君 ただいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、東南アジア、中近東、中南米等の諸外国から建設事業に関する引き合い等が漸次増加しておりますが、これらの引き合い等のうち、実際に契約が成立したものは僅少の数にとどまり、わが国建設業者の海外における活

動状況は必ずしも活発とは言えない現
状にあります。これがおもなる原因と
いたしましては、わが国の建設業者ま
たは建設工事の設計、監理等を行う
に足る建設コンサルタントの担保能力
が不足なため、事業活動に必要な資金
の融通を受けることがきわめて困難で
あるということであります。このよう
な現状にかんがみ、わが国の海外建設
協力を促進するため、建設業者または
建設コンサルタントの海外における事
業活動に必要な入札保証金、契約保証
金、建設機械購入資金等の多額の事業
資金の調達につきまして、これらのも
の担保能力を増強し、金融の円滑化
をはかる必要がありまますので、これに
対処する措置として本法律案が提案さ
れたのであります。

本法律案は、参議院先議でありまし
て、本委員会に付託されたのは三月二
十七日でありまます。審査の内容は会
議録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論を省略して直ちに採決
いたしましたところ、本案は全会一致
をもって原案の通り可決すべきものと
決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長(加藤録五郎君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤録五郎君) 御異議なしと
認めます。よって、本案は委員長報告
の通り可決いたしました。

○議長(加藤録五郎君) 本日は、これ
にて散会いたします。

午後七時十七分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 愛知 揆一君
外務大臣 藤山愛一郎君
厚生大臣 坂田 道太君
農林大臣 三浦 一雄君
建設大臣 遠藤 三郎君
国務大臣 伊能繁次郎君
出席政府委員

法制局長官

林 修三君
総理府総務長官 松野 頼三君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
大蔵政務次官 山中 貞則君

○朗読を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十八日次の法律の公布を奏
上し、その旨参議院に通知した。

特許法

特許法施行法

実用新案法

実用新案法施行法

意匠法

意匠法施行法

商標法

商標法施行法
特許法等の一部を改正する法律
(要求書受領)
一、今三十一日、内閣から、米価審議
会委員に本院議員赤路友蔵君、同内
田常雄君、同笹山茂太郎君、同八木
一郎君、参議院議員堀本宜實君及び
同森八三三君を任命したので、国
会法第三十九条但書の規定により本
院の議決を得たい旨の要求書を受領
した。

(政府委員発令通知受領)

一、昨三十日岸内閣総理大臣から加藤
議長宛、同日(運輸省鉄道監督局国
有鉄道部長)八木利貞および(運輸省
自動車局業務部長)堀本保邦の政府
委員を免じた旨の通知を受領した。

(議員退職)

一、北海道第一区選出議員町村金五君
は、公職選挙法第九十条により、去
る二十九日退職者となつた。

(常任委員辞任)

一、去る二十八日議長において、次の
常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 町村 金五君
社会労働委員 谷川 和穂君
一、昨三十日議長において、次の常任
委員の辞任を許可した。

大蔵委員 川野 芳満君 田邊 國男君
社会労働委員 中村 梅吉君
商工委員 前尾繁三郎君

運輸委員 夏堀源三郎君
(常任委員補欠選任)
一、去る二十八日議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 谷川 和穂君
社会労働委員 町村 金五君
一、昨三十日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

夏堀源三郎君 中村 梅吉君
社会労働委員 古川 丈吉君
商工委員 西村 直己君
運輸委員 福家 俊一君

(常任委員退職)

一、去る二十九日社会労働委員町村金
五君は、公職選挙法第九十条により
退職者となつた。

(議案提出)

一、昨三十日議員から提出した議案は
次の通りである。

東北開発促進法の一部を改正する法
律案(日野吉夫君外二十三名提出)

一、今三十一日委員長から提出した議
案は次の通りである。

へい歌処理場等に関する法律の一部
を改正する法律案(社会労働委員長
提出)

(議案受領)

一、去る二十八日予備審査のため参議
院から送付された次の議案を受領し
た。

身体障害者雇用法案

(議案付託)
一、去る二十八日予備審査のため参議
院から送付された議案は次の委員会
に付託された。

身体障害者雇用法案(坂本昭君外六
名提出、参法第一二一号)(予)

社会労働委員会 付託
一、昨三十日委員会に付託された議案
は次の通りである。

労働関係訴訟における労働組合の当
事者適格に関する法律案(田中幾三
郎君外九名提出、衆法第六三三号)
法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十八日参議院に送付した内
閣提出案は次の通りである。

(第一号)

一、昨三十日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。

労働関係訴訟における労働組合の当
事者適格に関する法律案(田中幾三
郎君外九名提出)

(議案回付)

一、去る二十八日参議院送付の次の内
閣提出案を参議院に回付した。

特許法等の施行に伴う関係法令の整
理に関する法律案

(議案通知)

一、去る二十八日参議院送付の次の内
閣提出案を可決した旨参議院に通知
した。

昭和三十四年三月三十一日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した報告

特許法案

特許法施行法案

実用新案法案

実用新案法施行法案

意匠法案

意匠法施行法案

商標法案

商標法施行法案

特許法等の一部を改正する法律案
(緊急質問提出)

一、今三十一日提出した緊急質問は、
次の通りである。

わが国の安全保障と憲法問題に關する緊急質問(清瀬一郎君提出)

米軍駐留適意問題に關する緊急質問
(加藤勘十君提出)

衆議院會議録第十四号中正誤

ベシ段 行 誤 正

二〇三 (一九)十三名提出 十二名提出

衆議院會議録第三十二号(その一)
中正誤

ベシ段 行 誤 正

大七 四 終り二 治安対策 治安対策

大八 一 一 廃棄する 廃棄をする

七九 三 二 一。ごらんさなごらんさな
い。ごらんさな

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し、原稿は二十円)
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、三三、三六